
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* *
* 令和4年第4回 *
* *

(令和4年11月29日)

目 次

令和4年11月29日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第55号	普通財産の貸付けについて	1
議案第56号	財産の処分について	3
議案第57号	公の施設（柏原市体育施設）の指定管理者の指定について	5
議案第58号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	6
議案第59号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	7
議案第60号	柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	8
議案第61号	柏原市情報公開条例の一部改正について	13
議案第62号	柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	15
議案第63号	市立柏原病院訪問看護ステーション条例の制定について	17
議案第64号	令和4年度柏原市一般会計補正予算（第10号）	22
議案第65号	令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	43
議案第66号	令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	50
議案第67号	令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第2号）	55

議案第55号

普通財産の貸付けについて

次のとおり普通財産を貸し付ける。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

1 貸付物件

名称 サンヒル柏原

土地

地番 柏原市安堂町76番2外18筆

地目 雑種地

面積 約10,804平方メートル

(専有部分)

土地

面積 約1,868平方メートル

建物

構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建

延べ床面積 3,681.77平方メートル

(共有部分)

土地

面積 約8,936平方メートル

附属建物

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建外
延べ床面積 169.75平方メートル

- 2 貸付目的 地域の活性化やにぎわいの創出を図れる施設として
貸し付けるもの
- 3 貸付けの相手方 大阪市西区江戸堀1丁目15-27アルテビル肥後橋
5F
株式会社ライトハウス
代表取締役社長 黒澤 範亜
- 4 貸付期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 貸付料 年額8,400,000円

議案第56号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

1 処分する財産

所在	地番	地目	面積 (㎡)
大字青谷	130番11	雑種地	423.13
〃	130番12	雑種地	228.43
〃	130番13	雑種地	423.79
〃	130番14	雑種地	423.06
〃	130番16	雑種地	252.85
〃	130番17	雑種地	12.50
〃	130番18	雑種地	444.85
〃	130番19	雑種地	505.83
〃	130番20	雑種地	505.08
〃	130番21	雑種地	426.00
〃	130番22	雑種地	426.47
〃	130番23	雑種地	426.15
〃	130番24	雑種地	426.77
〃	130番25	雑種地	426.65

〃	130番26	雑種地	426.46
〃	130番27	雑種地	426.04
〃	130番28	雑種地	419.28
〃	130番29	雑種地	423.24
〃	130番30	雑種地	283.23
〃	130番31	雑種地	195.39
〃	143番2	雑種地	1,433.91
〃	143番5	雑種地	5,117.24
〃	146番	田	353.78
〃	152番	宅地	219.71
〃	2326番	雑種地	111.82
合計			14,761.66

2 売払価格 金606,819,552円
(物件移転料等234,825,720円を含む。)

3 売払いの相手方 柏原市大正2丁目10番8号
国土交通省近畿地方整備局
大和川河川事務所長 山本 浄二

議案第57号

公の施設（柏原市体育施設）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

1 指定管理者に管理させる公の施設の名称

柏原市立体育館

柏原市立第二体育館

柏原市片山庭球場

柏原市堅下庭球場

柏原市立堅下北スポーツ広場

2 指定管理者となる団体名

株式会社オーエンス

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第58号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第59号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

所属政党

議案第60号

柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において「市の機関」とは、市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務(以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下この条において「登録簿」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務において記録される個人情報の項目
- (5) 個人情報取扱事務において記録される個人の範囲
- (6) 個人情報取扱事務において記録される個人情報の収集の方法

2 市の機関は、登録簿に記載した事項に変更があったとき又は個人情報取扱事務を廃止したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。

3 市長は、届出のあった登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項の規定は、市の職員又は市の職員であった者に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の記録の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求先)

第5条 法第107条第2項の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、市長に対してするものとする。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、市の機関に対し、個人情報保護制度の運用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(柏原市個人情報保護条例の廃止)

2 柏原市個人情報保護条例(平成12年柏原市条例第24号)は、廃止する。

(柏原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の柏原市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項に規定する委託を受けた事務又は同条第2項の規定により協定を締結した事務に従事していた者が、その事務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第10条、第17条又は第20条の規定により請求された場合における旧条例に規定する市の機関が保有する個人情報の開示、訂正

等及び利用等中止については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する市の機関の職員である者若しくは職員であった者又は附則第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、施行日前において個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（柏原市情報公開条例（平成12年柏原市条例第23号）第2条第2項に定める行政文書であって、特定の旧個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報を含むものに限る。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものを施行日以後に提供したときには、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、施行日前に、その業務に関して知り得た旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第3者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 施行日前にした行為及び附則第4項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（柏原市情報公開条例の一部改正）

- 8 柏原市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第20条中「及び柏原市個人情報保護条例（平成12年柏原市条例第24号）第23条の3第1項」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び柏原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年柏原市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項」に改める。

第25条第1項中「個人情報の提示」を「保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示」に、「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第28条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

（柏原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

9 施行日前に、旧条例第23条の3第1項の規定による審査請求に係る前項の規定による改正前の柏原市情報公開条例第20条の規定に基づき行う調査審議については、なお従前の例による。

(柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

10 柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年柏原市条例第30号)の一部を次のように改める。

第14条第1項中「柏原市個人情報保護条例(平成12年柏原市条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

議案第61号

柏原市情報公開条例の一部改正について

柏原市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市情報公開条例の一部を改正する条例

柏原市情報公開条例（平成12年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「情報（」の次に「死者に関する情報を含み、」を加え、同号ウ中「国家公務員及び」を「国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、」に改め、「する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」を加え、同条第2号中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第10条第1項及び第2項中「15日以内」を「30日以内」に改める。

第11条中「30日以内」を「60日以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の柏原市情報公開条例第4条の規定により提出された開示請求に係る同条例第10条に規定する開示決定等の期限及び同条例第11条に規定する開示決定等の期限の特例については、なお従前の例による。

議案第62号

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

- (1) 柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年柏原市条例第28号）第2条第3項第1号
- (2) 柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年柏原市条例第26号）第2条第3項第1号
- (3) 柏原市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年柏原市条例第21号）第2条第3項第1号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例、柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び柏原市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

議案第63号

市立柏原病院訪問看護ステーション条例の制定について

市立柏原病院訪問看護ステーション条例を次のように制定する。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

市立柏原病院訪問看護ステーション条例

(設置)

第1条 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき訪問看護事業を実施するため、訪問看護ステーションを設置する。

(附帯事業)

第2条 訪問看護ステーションが行う訪問看護事業は、柏原市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年柏原市条例第47号)第1条に規定する病院事業の附帯事業として実施する。

(名称及び位置)

第3条 訪問看護ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市立柏原病院訪問看護ステーション
- (2) 位置 柏原市法善寺1丁目7番9号

(利用料)

第4条 訪問看護に係る利用料は、別表に定めるところによる。

- 2 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の利用料を訪問看護の利用者から徴収する。
- 3 訪問看護の利用者は、第1項の利用料を利用した月ごとに管理者が指定する日までに納付しなければならない。

(事業の実施区域)

第5条 訪問看護事業の実施区域は、柏原市内又は市立柏原病院訪問看護ステーションからの経路に基づく距離(自動車又は電動自転車を交通手段として想定した場合における経路に基づく距離をいう。)が5キロメートル未満の区域とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、実施区域を越えて事業を実施することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、市立柏原病院訪問看護ステーションの運営及び管理について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

		訪問看護費及び介護予防 訪問看護費（介護保険法に 基づく訪問看護）	訪問看護療養費（健 康保険法及び高齢 者の医療の確保に 関する法律に基づ く訪問看護）	保険外での訪問看護	
基本利用料		介護保険法に規定する厚 生労働大臣が定める基準 により算定した費用から、 同法により支給される居 宅介護サービス費若しく は介護予防サービス費又 は公費負担医療について 規定する法律等により支 給される額を控除した額	健康保険法及び高 齢者の医療の確保 に関する法律に規 定する厚生労働大 臣が定める基準に より算定した額か ら医療保険各法に より支給される訪 問看護療養費の額 を控除した額	30分未満	4,800円
				30分以上 1時間未 満	8,500円
				1時間以 上1時間 30分未満	11,700円
その他 利用料	交通費	訪問先が柏原市外であっ て、市立柏原病院訪問看護 ステーションから訪問先 までの経路に基づく距離 が5キロメートル以上の場 合 1回200円	市立柏原病院訪問看護ステーションから訪 問先までの経路に基づく距離が2キロメー トル以上5キロメートル未満の場合 1回 100円 市立柏原病院訪問看護ステーションから訪 問先までの経路に基づく距離が5キロ メートル以上の場合 1回200円		
	長時間利用料			1回の訪問につき、利用提供時間が1時間30分を越えた場合 超過時間 30分当たり3,000円	

時間外利用料		早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）及び夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）に利用した場合 1 回の訪問につき、30 分当たり 600 円
		深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）に利用した場合 1 回の訪問につき、30 分当たり 1,200 円
休日利用料		日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に利用した場合 1 回の訪問につき、30 分当たり 800 円
死後処置費	死後の処置を行った場合の費用	5,000 円
衛生材料費	看護上必要な物品に係る費用	実費相当額

備考

- 1 交通費における市立柏原病院訪問看護ステーションから訪問先までの経路に基づく距離は、自動車又は電動自転車を交通手段として想定した場合における経路に基づく距離とする。
- 2 長時間利用料の超過時間、時間外利用料の時間及び休日利用料の時間の算定は、30分単位で算定するものとし、超過時間に15分未満の端数があるときはこれを切り捨て、15分以上の端数があるときはこれを30分に切り上げる。
- 3 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - (9) その他公費負担医療について規定する法律
- 4 その他利用料は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定による消費税の額及び地方税法（昭

和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して徴収する。

議案第64号

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度柏原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,821,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,132,442	164,146	6,296,588
	1 国庫負担金	4,183,507	162,468	4,345,975
	2 国庫補助金	1,927,541	1,678	1,929,219
15 府支出金		1,999,264	79,134	2,078,398
	1 府負担金	1,413,959	70,641	1,484,600
	2 府補助金	418,989	3,447	422,436
	3 委託金	166,316	5,046	171,362
18 繰入金		736,931	1,678	738,609
	1 基金繰入金	736,931	1,678	738,609
19 諸収入		2,031,633	△ 455,434	1,576,199
	5 雑入	1,632,296	△ 455,434	1,176,862
20 市債		1,206,372	49,000	1,255,372
	1 市債	1,206,372	49,000	1,255,372
21 繰越金		0	1,169,031	1,169,031
	1 繰越金	0	1,169,031	1,169,031
歳入合計		28,813,943	1,007,555	29,821,498

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,964,386	603,880	3,568,266
	1 総務管理費	2,235,627	598,834	2,834,461
	4 選挙費	85,842	5,046	90,888
3 民生費		12,890,211	349,865	13,240,076
	1 社会福祉費	6,532,805	232,938	6,765,743
	2 児童福祉費	4,329,066	115,514	4,444,580
	3 生活保護費	2,027,440	1,413	2,028,853
4 衛生費		2,834,531	39,501	2,874,032
	1 保健衛生費	1,738,416	39,501	1,777,917
5 農林水産業費		118,551	1,769	120,320
	1 農業費	108,303	1,769	110,072
9 教育費		2,785,444	12,540	2,797,984
	1 教育総務費	795,621	12,540	808,161
歳出合計		28,813,943	1,007,555	29,821,498

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	小型ダンプ更新事業	6,094

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柏 原 市 体 育 施 設 指 定 管 理 に 係 る 経 費	令和5年度から 令和9年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
上市法善寺線整備事業債	50,000	74,600
田辺旭ヶ丘線整備事業債	57,600	82,000

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第10号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	6,132,442	164,146	6,296,588				
	1	国庫負担金	4,183,507	162,468	4,345,975				
		1	民生費国庫負担金	3,818,621	162,468	3,981,089	1 社会福祉費負担金	116,469	障害者自立支援給付費負担金 99,726 障害児支援給付費負担金 16,743
							2 児童福祉費負担金	45,999	児童手当負担金 25,520 児童扶養手当負担金 6,079 施設型及び地域型保育給付費負担金 14,400

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
	2	国庫補助金	1,927,541	1,678	1,929,219			
		2	民生費国庫補助金	811,735	1,678	813,413	2 児童福祉費補助金	1,678

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	4	農林水産業 費府補助金	2,903	1,769	4,672				
						1	農業費補助金	1,769	直接支払推進事業費補助金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	3	委託金	166,316	5,046	171,362				
	1	総務費府委 託金	150,457	5,046	155,503				
						4	選挙費委託金	5,046	大阪府議会議員選挙費委託金 2,523 大阪府知事選挙費委託金 2,523

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18		繰入金	736,931	1,678	738,609				
	1	基金繰入金	736,931	1,678	738,609				
	1	基金繰入金	736,931	1,678	738,609				
						1 繰入金	1,678	財政調整基金繰入金	

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	2,031,633	△ 455,434	1,576,199				
	5	雑入	1,632,296	△ 455,434	1,176,862				
	2	雑入	1,631,166	△ 455,434	1,175,732				
						1 雑入	△ 455,434	その他雑入	

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
20		市債	1,206,372	49,000	1,255,372					
	1	市債	1,206,372	49,000	1,255,372					
		2	土木債	321,700	49,000	370,700	1	道路橋りょう債	24,600	上市法善寺線整備事業債
							2	都市計画債	24,400	田辺旭ヶ丘線整備事業債

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
21		繰越金	0	1,169,031	1,169,031					
	1	繰越金	0	1,169,031	1,169,031					
		1	繰越金	0	1,169,031	1,169,031				
							1	繰越金	1,169,031	前年度剰余金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	2,964,386	603,880	3,568,266	5,046	598,834			
	1	総務管理費	2,235,627	598,834	2,834,461		598,834			
		1 一般管理費	1,154,947	1,320	1,156,267		1,320			
								12 委託料	1,320	5 財政課事務費 財務会計システム改修業務委託料
		4 財産管理費	648,762	595,600	1,244,362		595,600			
								10 需用費	5,600	4 庁舎施設管理費
								24 積立金	590,000	光熱水費 5,600
										8 基金 財政調整基金積立金 590,000
		7 自治振興費	57,176	1,914	59,090		1,914			
								10 需用費	1,914	4 市民プラザ管理費 光熱水費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	3	選挙費	85,842	5,046	90,888	5,046				
		府議会議員 選挙費	5,196	2,523	7,719	府支出金 2,523		11 役務費 17 備品購入費	60 2,463	1 大阪府議会議員選挙執行事業 通信運搬費 60 選挙用備品費 2,463
	4	大阪府知事 選挙費	6,440	2,523	8,963	府支出金 2,523		11 役務費 17 備品購入費	60 2,463	1 大阪府知事選挙執行事業 通信運搬費 60 選挙用備品費 2,463

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	12,890,211	349,865	13,240,076	236,465	113,400			
	1	社会福祉費	6,532,805	232,938	6,765,743	174,703	58,235			
		3 障害者自立支援費	2,059,027	232,938	2,291,965	国庫支出金 116,469 府支出金 58,234	58,235	19 扶助費	232,938	1 障害者自立支援給付等事業 障害者自立支援給付 199,452 費 3 障害児支援事業 障害児通所支援等給 33,486 付費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
	2	児童福祉費	4,329,066	115,514	4,444,580	61,762	53,752				
		1 児童福祉総務費	375,800	29,008	404,808	国庫支出金 500	28,008				
						府支出金 500		10 需用費 328		2	こども施設課事務費
								12 委託料 748			保育システム改修業 748
								17 備品購入費 1,172			務委託料
								22 償還金、利 子及び割引 料 26,760			令和3年度国庫負担 金返還金 1,092
											令和3年度国庫補助 金返還金 575
											令和3年度府負担金 返還金 1,951
										5	子育て支援課事務費
											令和3年度国庫負担 金返還金 735
											令和3年度国庫補助 金返還金 22,407
										6	地域子育て支援センター事業

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
											消耗品費 103
											庁用器具費 391
											7 つどいの広場事業
											消耗品費 225
											庁用器具費 781
	2	児童保育費	2,536,764	82,972	2,619,736	国庫支出金 45,999 府支出金 12,407	24,566				
								18 負担金、補 助及び交付 金	28,800	3	児童手当扶助 児童手当扶助費 35,935
								19 扶助費	54,172	4	児童扶養手当扶助 児童扶養手当扶助費 18,237
										6	施設型及び地域型保育給付事業 施設型及び地域型保 育給付費 28,800

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	6	放課後児童 会費	133,221	3,534	136,755	国庫支出金 1,178 府支出金 1,178	1,178			
								10 需用費 17 備品購入費	1,374 2,160	2 放課後児童会施設管理費 消耗品費 庁用器具費
										1,374 1,374 2,160

(項) 3 生活保護費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3	生活保護費	2,027,440	1,413	2,028,853		1,413			
	1	生活保護総 務費	117,440	1,413	118,853		1,413			
								22 償還金、利 子及び割引 料	1,413	2 福祉総務課事務費 令和2年度府負担金 返還金 令和3年度府負担金 返還金
										586 827

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,834,531	39,501	2,874,032		39,501			
	1	保健衛生費	1,738,416	39,501	1,777,917		39,501			
		2 予防費	888,087	39,501	927,588		39,501			
								22 償還金、利 子及び割引 料	39,501	2 予防接種事業 令和3年度国庫補助 金返還金 411 5 健康増進事業 令和3年度国庫補助 金返還金 4 6 新型コロナウイルスワクチン接 種体制確保事業 令和2年度国庫補助 金返還金 762 7 新型コロナウイルスワクチン接 種事業 令和3年度国庫負担 金返還金 38,324

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		農林水産業費	118,551	1,769	120,320	1,769				
	1	農業費	108,303	1,769	110,072	1,769				
	3	農業振興費	22,754	1,769	24,523	府支出金 1,769		18 負担金、補助及び交付金	1,769	3 経営所得安定対策事業 農業再生協議会補助金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,785,444	12,540	2,797,984		12,540			
	1	教育総務費	795,621	12,540	808,161		12,540			
		4 学校給食費	351,724	12,540	364,264		12,540			
								18 負担金、補助及び交付金	12,540	1 藤柏学校給食組合負担金

議案第65号

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和4年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,359,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府支出金		5,632,920	190,363	5,823,283
	1 府補助金	5,632,920	190,363	5,823,283
8 繰越金		0	145,347	145,347
	1 繰越金	0	145,347	145,347
歳入合計		8,023,367	335,710	8,359,077

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		5,414,352	190,363	5,604,715
	1 療養諸費	4,664,729	182,084	4,846,813
	2 高額療養費	702,447	8,279	710,726
5 基金積立金		147	139,316	139,463
	1 基金積立金	147	139,316	139,463
7 諸支出金		7,205	6,031	13,236
	1 償還金及び 還付加算金	7,205	6,031	13,236
歳出合計		8,023,367	335,710	8,359,077

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		府支出金	5,632,920	190,363	5,823,283			
	1	府補助金	5,632,920	190,363	5,823,283			
		1	保険給付費 等交付金	5,627,201	190,363	5,817,564	1 普通交付金	190,363

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
8		繰越金	0	145,347	145,347			
	1	繰越金	0	145,347	145,347			
		1	繰越金	0	145,347	145,347	1 繰越金	145,347

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	保険給付費	5,414,352	190,363	5,604,715	190,363				
		療養諸費	4,664,729	182,084	4,846,813	182,084				
		一般被保険者療養給付費	4,544,980	182,084	4,727,064	府支出金 182,084		18 負担金、補助及び交付金	182,084	1 一般被保険者療養給付費 診療報酬保険者負担分

(項) 2 高額療養費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	高額療養費	702,447	8,279	710,726	8,279				
		一般被保険者高額療養費	701,250	8,279	709,529	府支出金 8,279		18 負担金、補助及び交付金	8,279	1 一般被保険者高額療養費 高額療養費保険者負担分

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		基金積立金	147	139,316	139,463	139,316				
	1	基金積立金	147	139,316	139,463	139,316				
		1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	147	139,316	139,463	その他 139,316		24 積立金	139,316	1 国民健康保険財政調整基金積立 金

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
7		諸支出金	7,205	6,031	13,236	6,031				
	1	償還金及び 還付加算金	7,205	6,031	13,236	6,031				
	5	保険給付費 等交付金償 還金	1	3,839	3,840	その他 3,839				
								22 償還金、利 子及び割引 料	3,839	1 保険給付費等交付金償還金 保険給付費等交付金償還金
	6	その他償還 金	3	2,192	2,195	その他 2,192				
								22 償還金、利 子及び割引 料	2,192	1 その他償還金 国庫返還金

議案第66号

令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,206,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	36,411	36,411
	1 繰越金	0	36,411	36,411
歳入合計		1,170,026	36,411	1,206,437

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合負担金		1,121,355	36,411	1,157,766
	1 後期高齢者医療 広域連合負担金	1,121,355	36,411	1,157,766
歳出合計		1,170,026	36,411	1,206,437

令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
4		繰越金	0	36,411	36,411				
	1	繰越金	0	36,411	36,411				
		1 繰越金	0	36,411	36,411				
						1	繰越金	36,411	前年度剰余金

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,121,355	36,411	1,157,766	36,411				
	1	後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,121,355	36,411	1,157,766	36,411				
		1 後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,121,355	36,411	1,157,766	その他 36,411				
								18 負担金、補 助及び交付 金	36,411	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険料等負担金

議案第67号

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	5,231,736千円	535,645千円	5,767,381千円
第1項 医 業 収 益	3,784,125千円	74,740千円	3,858,865千円
第2項 医 業 外 収 益	1,447,611千円	△ 1,000,000千円	447,611千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	0千円	1,209千円	1,209千円
第4項 特 別 利 益	0千円	1,459,696千円	1,459,696千円
支 出			
第1款 病院事業費用	5,232,530千円	110,856千円	5,343,386千円
第1項 医 業 費 用	5,053,342千円	103,637千円	5,156,979千円
第4項 附 帯 事 業 費 用	0千円	7,219千円	7,219千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第3条 予算第9条中「415,408千円」を「485,408千円」に改める。

令和4年11月29日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			5,231,736	535,645	5,767,381	
	1 医 業 収 益		3,784,125	74,740	3,858,865	
		1 入 院 収 益	2,465,619	54,006	2,519,625	
		2 外 来 収 益	977,244	20,734	997,978	
	2 医 業 外 収 益		1,447,611	△ 1,000,000	447,611	
		6 そ の 他 医 業 外 収 益	1,027,501	△ 1,000,000	27,501	
	3 附 帯 事 業 収 益		0	1,209	1,209	
		1 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	0	1,209	1,209	
	4 特 別 利 益		0	1,459,696	1,459,696	
		1 その他特別利益	0	1,459,696	1,459,696	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			5,232,530	110,856	5,343,386	
	1 医 業 費 用		5,053,342	103,637	5,156,979	
		2 材 料 費	731,118	63,637	794,755	
		3 経 費	987,822	40,000	1,027,822	
	4 附 帯 事 業 費 用		0	7,219	7,219	
		1 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 費	0	7,219	7,219	

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	419,110
	減価償却費	319,947
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 57,671
	退職給付引当金の増加額	43,173
	長期前受金戻入額	△ 163,166
	受取利息及び受取配当金	△ 1
	支払利息	62,772
	固定資産除却損	20,021
	未収金の減少額	18,109
	未払金の減少額	△ 6,387
	貯蔵品の減少額	1,486
	小計	678,431
	利息及び配当金の受取額	1
	利息の支払額	△ 62,772
	業務活動によるキャッシュ・フロー	615,660
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 275,570
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	235,762
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,808
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	459,263
	建設改良企業債の償還による支出	△ 396,816
	財務活動によるキャッシュ・フロー	62,447
4	資金増加（減少）額	638,299
5	資金期首残高	1,246,776
6	資金期末残高	1,885,075

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		一般職 (人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正前	本 年 度	(228)	258	436,681	962,056	1,157,779	2,556,516	424,629	2,981,145
補正後	本 年 度	(231)	259	439,143	963,113	1,160,025	2,562,281	425,465	2,987,746
比 較	本 年 度	(3)	1	2,462	1,057	2,246	5,765	836	6,601

手 当 の 内 訳	区 分		扶養手当	地域手当	期末手当 勤勉手当	管 理 職 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	児童手当	退 給 職 付 費
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正前	本 年 度	25,452	104,505	444,015	57,540	261,772	18,127	14,561	106,248
	補正後	本 年 度	25,542	104,633	444,673	57,678	261,868	18,133	14,701	107,238
比 較	本 年 度	90	128	658	138	96	6	140	990	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		一般職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正前	本 年 度	(0) 258	962,056	1,128,379	2,091,275	382,452	2,473,727
補正後	本 年 度	(0) 259	963,113	1,130,625	2,094,578	382,857	2,477,435
比 較	本 年 度	(0) 1	1,057	2,246	3,303	405	3,708

手 当 の 内 訳	区 分		扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	補正前	本 年 度	25,452	104,505	414,615	57,540	261,772	18,127	14,561	106,248
	補正後	本 年 度	25,542	104,633	415,273	57,678	261,868	18,133	14,701	107,238
	比 較	本 年 度	90	128	658	138	96	6	140	990

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数	給 与 費		法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		一般職 (人)	報 酬 (千円)	計 (千円)		
補正前	本 年 度	(228) 0	435,841	465,241	42,177	507,418
補正後	本 年 度	(231) 0	438,303	467,703	42,608	510,311
比 較	本 年 度	(3) 0	2,462	2,462	431	2,893

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 1,057	その他の増加分	千円 1,057	千円 1,057	訪問看護事業の開始に伴う増
職 員 手 当	2,246	その他の増加分	2,246	扶 養 手 当 90 地 域 手 当 128 期 末 手 当 367 勤 勉 手 当 291 管 理 職 手 当 138 特 殊 勤 務 手 当 96 通 勤 手 当 6 児 童 手 当 140 退 職 給 付 費 990	訪問看護事業の開始に伴う増

令和4年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,679,012			
減価償却累計額	<u>△ 3,595,614</u>	4,083,398		
ウ 車 両	3,197			
減価償却累計額	<u>△ 3,037</u>	160		
エ 器 械 備 品	2,173,786			
減価償却累計額	<u>△ 1,346,666</u>	827,120		
オ リ ー ス 資 産	927			
減価償却累計額	<u>△ 880</u>	47		
有形固定資産合計			5,184,482	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソ フ ト ウ ェ ア		<u>2,260</u>		
無形固定資産合計			2,260	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>72,326</u>		
投資その他の資産合計			<u>72,326</u>	
固 定 資 産 合 計				5,259,068
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,885,075	
(2) 未 収 金		533,604		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 18,417</u>	515,187	
(3) 貯 蔵 品			<u>8,315</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>2,408,577</u>
資 産 合 計				<u><u>7,667,645</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>3,131,109</u>			
企業債合計			3,131,109	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>902,804</u>			
引当金合計			<u>902,804</u>	
固定負債合計				4,033,913
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>460,778</u>			
企業債合計			460,778	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>161,636</u>			
引当金合計			161,636	
(3) 一 時 借 入 金			200,000	
(4) 未 払 金			527,995	
(5) その他流動負債			<u>16,756</u>	
流動負債合計				1,367,165
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			6,583,853	
長期前受金収益化 累計額			<u>△ 5,539,670</u>	
繰延収益合計				<u>1,044,183</u>
負債合計				<u><u>6,445,261</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,207,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>116,825</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>△ 116,825</u>	
剰 余 金 合 計				<u>15,123</u>
資 本 合 計				<u>1,222,384</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>7,667,645</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 医 業 収 益		3,784,125	74,740	3,858,865			
	1 入 院 収 益	2,465,619	54,006	2,519,625	入 院 収 益	54,006	
	2 外 来 収 益	977,244	20,734	997,978	外 来 収 益	20,734	
2 医 業 外 収 益		1,447,611	△ 1,000,000	447,611			
	6 そ の 他 医 業 外 収 益	1,027,501	△ 1,000,000	27,501	そ の 他 医 業 外 収 益	△ 1,000,000	
3 附 帯 事 業 収 益		0	1,209	1,209			
	1 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	0	1,209	1,209	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	1,209	
4 特 別 利 益		0	1,459,696	1,459,696			
	1 そ の 他 特 別 利 益	0	1,459,696	1,459,696	そ の 他 特 別 利 益	1,459,696	大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金

支 出

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
1 医 業 費 用		5,053,342	103,637	5,156,979				
	2 材 料 費	731,118	63,637	794,755	薬 品 費	63,637	医薬品	
					3 経 費	987,822	40,000	1,027,822
		0	7,219	7,219				
4 附 帯 事 業 費 用	1 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 費	0	7,219	7,219				
					給 料	1,057	看護部 1人	
					手 当 等	598	扶養手当	90
							地域手当	128
							管理職手当	138
							特殊勤務手当	96
							通勤手当	6
							児童手当	140
賞 与 引 当 金 繰 入 額	790							
報 酬	2,462	会計年度任用職 員						
法 定 福 利 費	704	共済組合負担金 273						

						会計年度任用職員社会保険料負担金	431
					退職給付費	990	退職給付引当金繰入額
					厚生福利費	2	福利厚生会委託料
					旅費交通費	27	普通旅費 3 費用弁償 24
					職員被服費	29	医療関係
					消耗品費	66	消耗品
					消耗備品費	30	消耗備品
					光熱水費	46	電気使用料 23 ガス使用料 15 水道使用量 4 下水道使用料 4
					印刷製本費	55	リーフレット
					修繕費	73	物品修繕費他
					保険料	10	全国市有物件災害共済会自動車損害共済基金分 担金
					通信運搬費	87	電話料金他
					委託料	121	クリーニング業 57

							務委託料 職員健康診断業 14 務委託料 訪問看護システム保守委託料 50
					手数料	31	介護サービス情報調査等事務手数料 クレジット収納手数料 4
					雑費	6	駐車料金
					図書費	5	訪問看護図書
					研究雑費	30	研修会参加費